平成２１年（フ）第１９６２号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地38棟501号
債務者　野地　　鑑
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０９６号
神奈川県藤沢市善行団地５番８―301号
債務者　佐々木幸男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０９９号
神奈川県鎌倉市大船1687番地　周山荘102
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２４号
横浜市神奈川区大口仲町182番地12　コーポ富士美107号
債務者　林　　弘二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３５号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番４―606
阿部方、住民票上の住所京都府八幡市男山泉18番地３　ヴィラいずみ103号
債務者　大井　亮子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１４４号
横浜市金沢区釜利谷南１丁目５番３―501号
債務者　岩岡　優子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５４号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目１番12号　スカイクレール202
債務者　渡邉庄二郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６１号
横浜市港北区小机町1276番地１　ドルフ小机302号室
債務者　横山　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６４号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目３番11号　ラフィーユナガシマ103号
債務者　石山　明美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０６号
横浜市港北区大倉山２丁目13番25―102号
債務者　蝦名　明子（旧姓浦川）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１６号
神奈川県海老名市浜田町23番24―102号
債務者　シバタ友喜（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７７号
横浜市南区別所３丁目12番13―410号
債務者　赤沼知恵子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０号
島根県浜田市下府町1006番地２　11
債務者　上野　敏弘
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５１号
島根県浜田市金城町七条ニ205番２地
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５４号
島根県邑智郡美郷町九日市341番地
債務者　栗原　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５９号
島根県江津市敬川町3134番地12
債務者　久保田輝代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部